

調査は全人口の状況と比較して、低所得世帯のもっている社会人口統計的な特色も指摘した。貧困および準貧困世帯は次のような傾向を示していた。すなわち、貧困世帯は、(a) 全人口のうち、大家族の方が比率も高い（5人家族の世帯では、38.7%が貧困および準貧困の世帯である）、(b) 世帯主が老齢者の比率が高い（55歳以上を世帯主とする世帯のうち、22%は貧困もしくは準貧困世帯である）、(c) 世帯主が労働していない世帯の比率が高い（低所得グループの構成では、被用者が18%であるのに、労働力から脱落し、就労していない世帯主は36%を占めている）。

1970年に、低所得グループの生活水準を引上げるために、幾つかの重要な社会的な手段が採用された。たとえば、それらの手段は、児童手当の増額、自営業者に第3子（第4子の代りに）から支払われる家族給付の支給であった。さらに、調査は多数の年金受給者が依然として貧困ライン以下の生活をしており、多数の遺児、離婚された人びと、および多数の賃金取得者と低所得の自営業者も同様な生

活をしていたことを示している。都市世帯の間において社会的・経済的に恵まれない各階層の生活水準を引上げるために計画された1970年の社会福祉的手段の効果は、従来と同様に評価される筈である。

Patterns of Poverty in Israel-Preliminary Findings (in Hebrew, English Summary), *Social Security*, No. 1, Feb., 1971, pp. 17-29; No. 17, '71.

## 疾病保険・将来の発達

Franz Josef Oldiges (西ドイツ)

本稿には、1970年4月に作業を開始した専門家会議の活動に関連して、疾病保険の将来における発達が論議されている。

その委員会の役割は、現状の再検討にもとづき、近代的な路線に沿った疾病保険の将来における発達という観点で、予想可能な手段を提供することである。与論では、そのような委員会を設ける必要性に、若干の疑問がもたれていた。それには各種の理由もあるが、中でも、とくに、多数の人びとは1966年の社



会調査が、疾病保険部門の将来における発達にある方向を与えたように感じていたという理由が挙げられる。しかし、その委員会の役割は各種のグループの見解に影響されることなく、変容する経済、医療、および社会の諸条件に、疾病保険を適応させるために予想の可能な手段を示提することである。

疾病保険の将来における発達は、機構と財政に影響を与えるだけで、保険制度だけの独立した改革として実現することができない。

むしろ、事実上では、そのような将来の発達は社会的および政治的な発達とともに、技術的および経済的な発達と併せた方法に、とくに公的保健政策の計画化を取入れた方法を関連させなければならない。

その他に、次のような諸問題にかんする提案を、専門家達は期待している。

- (a) 医療給付と社会的給付について、変容する要求と疾病保険給付の適応。
- (b) より合理的な協力による医療の改善と医師、歯科医師、病院、薬局、医療コントロール・サービス、およびその他の団体の間における機能のより効果的な配分。
- (c) より効果的な医療と処置を実施し、かつ患者の特殊なニードに適応するために医師と患者の関係および保険制度と被保険者の間における関係の改善。
- (d) 平等化を図る各種の手段、中でも家族負担の均衡を企図する手段の効果に対して行なう検討を含めて、疾病保険財源調

達の保証、疾病の予防と治療にかんする支出は、経済成長における影響を考慮されるべきである。

(e) とくに、被保険者の道理に合わない不平等な負担と給付の減額を除去することや、医療、管理・運営、および統計の近代的な管理・運営の方法、中でも、電子計算機を利用した資料処理を採用するた

めに行なう制度の機能的および財政的な運用の改善。

(f) 疾病保険における権利の標準化と簡素化。

Weiterentwicklung der sozialen Krankenversicherung, *Bundesarbeitsblatt*, No. 9, 1970, pp. 605-609; No. 26, '71.

## 社会的年金



Giorgio Cannella (イタリア)

社会保険はイタリア共和国の憲法にもとづいて設けられており、その保険による保護制度のもつ合法性の立場から、各種の型による「社会的年金」の較差にかんする検討が行われ、本稿には、その検討が示されている。

イタリアの社会保険による保護制度は、憲法第38条によって提供される社会保障制度を

指向しており、その保護制度の発達では、法律によって設けられた3種類の異なった制度が、「社会的年金」という同一の名称で明示されてきた。それらは、1965年7月21日付の法律第903号による全国社会保険公社(INPS)によって保護された被用者と自営業者に対する基本的年金、1967年7月27日付法律第685号により、経済開発5カ年計画で全市民を対